

「おはなしのもり 2018」出店者 応募要項

1. 開催趣旨

読書週間の特別企画として、「おはなしのもり 2018」を開催します。市民の皆さんに本に親しんでもらうための各種イベントのほか、食品や雑貨などの販売ブース、ワークショップなどの体験コーナーを設けます。趣旨に賛同してご協力いただける出店者を募集します。

2. 開催概要

- (1) 日時：2018年10月28日(日) 午前10時～午後3時(予定)
- (2) 場所：柏原市立国分図書館 4階
- (3) 主催：柏原市立国分図書館

3. 募集ブース

下記A～Dのコーナーで出店者を募集します(各3～5件程度)。

販売物や内容について、主催者からのリクエストや、協力を依頼する場合があります。

A. 【食品コーナー】

◎販売内容

- ・食品営業許可を取得した施設で製造・加工された食品類(事前に許可証の提示が必要です)
- ・野菜、果物等
- ・現場での調理はできません。

B. 【雑貨コーナー】

◎販売内容

- ・手作り小物、アート作品、雑貨類

C. 【カフェコーナー】

◎販売内容

- ・ドリンク類(酒類不可)、または営業許可を取得した施設であらかじめ製造・加工された食品類
- ・現場での調理はできません。

※露店喫茶店営業許可を取得している法人・団体・個人に限ります(事前に許可証の提示が必要です)

D. 【ワークショップコーナー】

◎販売内容

- ・工作や体験コーナーなど

4. 販売について

◎出店料

無料。※販売にともなう費用は出店者負担とします。

◎販売方法

主催者の指示に従い、出店者自身で販売を行ってください。長机、椅子等は図書館で用意します。出店者自身で設営、撤収作業を行い、指定されたスペース内で販売してください。

◎売上金について

全額を出店者のものとします。ただし、売買に関するトラブルについては主催者で責任を負いかねます。現金等の管理については出店者の責任でお願いします。

5. 応募について

(1) 募集締め切り

平成 30 年 7 月 15 日(日)

(2) 応募方法

国分図書館および柏原図書館カウンターにて応募用紙を配布します。図書館ホームページからもダウンロードできます。郵送(7月15日必着)または図書館まで持参してください。

(3) 出店者決定について

選考を行い、7月22日までに応募者全員に結果を通知します。

選考の過程でこちらから連絡をし、質問等させていただく場合がありますので、ご了承ください。

(4) 問い合わせ

柏原市立国分図書館 電話 072-975-1212(開館時間中のみ)

6. 参考資料

<過去例>

※2016年10月に開催したイベント「としょかんマルシェ・おはなしのもり」は、マルシェとしてパンや菓子、雑貨、野菜などを販売。親子連れを対象とし、絵本や児童書の世界をイメージした雰囲気をつくった。会場は図書館前の広場(野外)で、テントを設営した。選考の上、フード、青果、雑貨などの8店が出店。イベント用の特別メニューの開発などにも協力してもらった。当日約550名の来場者。

※2017年10月に開催したイベント「おはなしのもり2017～としょかんマルシェ&本のリサイクル市」は、マルシェと「本のリサイクル市」を合体させたイベント。おはなし会やスタンプラリーなど、子どもを対象としたイベントも開催。会場は室内の4階フロア。出店者はフード、雑貨、ワークショップなどの11店。当日約500名の来場者。

「おはなしのもり2018」出店応募用紙

平成 年 月 日

<p>■出店希望ブース ○をしてください</p>			
<p>A. 食品コーナー B. 雑貨コーナー C. カフェコーナー D. ワークショップ</p>			
<p>■代表者氏名</p>			
<p>■代表者住所</p>		〒	
<p>■連絡先電話番号</p>		<p>■携帯電話番号</p>	
<p>■普段の活動、営業内容をできるだけ詳しくご記入ください。※販売物の写真や、パンフレットなどの資料がある方は別途添付してください。</p>			
<p>■販売物の内容を具体的にご記入ください。また、「本」や「物語」「図書館」などに関連するものを出品できるか、現時点でのアイデアをお聞かせください。</p>			
<p>■過去に出店参加したイベントがあれば書いてください。</p>			
<p>■以下の規約を読み、同意できるか○をしてください。</p>			
<p>* 出店者は主催者の指示に従い、当日すみやかに設営・撤収を行ってください。販売内容、販売方法などについては、主催者の指示に沿うものとしてください。</p> <p>* 出店にあたっては、安全面、衛生面に十分配慮し、適正に販売してください。</p> <p>* 来場者、出店者に迷惑のかかる行為や、企画趣旨を逸脱する行為があったと主催者が判断した場合は、その時点で出店中止とします。</p> <p>* 自然災害その他の不測の事態により主催者が開催が困難と判断した場合は、イベント自体が中止になります。その場合は当日午前9時までに中止の判断をし、出店者に連絡します。</p> <p>* イベントへの出店または中止によって生じた出店者および関係者の損害補償、営業補償等はいりません。</p>			
<p>上記の内容に</p>			
<p>同意する</p>		<p>同意しない</p>	